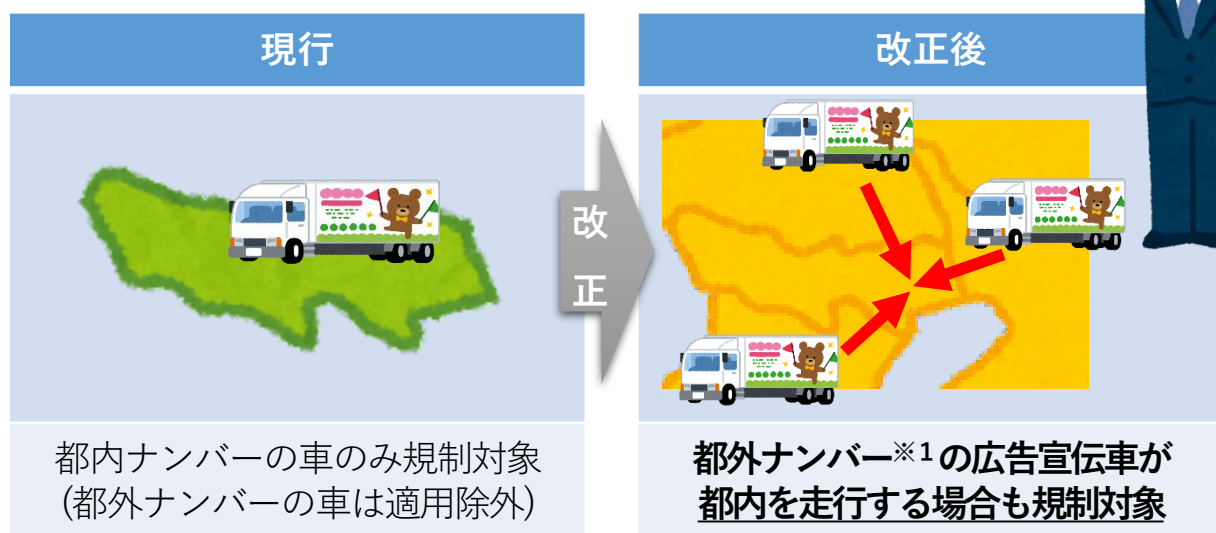


都外ナンバーの広告宣伝車に対して 東京都屋外広告物条例の規制が適用されます！

東京都屋外広告物条例施行規則の改正により、**令和6年6月30日から**、都外ナンバーの広告宣伝車についても、東京都屋外広告物条例の規制が適用されます。

改正のポイント

1 改正の内容



2 改正後に都外ナンバーの広告宣伝車に対して適用される規制の概要

- 屋外広告物許可申請を提出し、許可を受けることが必要
 - 申請前に、公益社団法人東京屋外広告協会が実施するデザイン自主審査の受検が求められます ※詳細は裏面参照
- 電光表示装置等により映像を映し出すもの（LEDビジョン等）など、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある広告物等は禁止
- 屋外広告業の登録が必要 ※詳細は裏面参照
- 許可取消、行政措置命令や罰則が適用

※1 道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県、八王子市、町田市 of 区域

許可申請等に係る手順のご案内

1 屋外広告物許可申請について

- 申請先は、【広告を表示して最初に周回走行を行う自治体】の屋外広告物担当窓口※2になります。都内の複数の区市町村を通過し、周回走行を行う場合でも、申請は上記の一箇所で行います。
- 申請の際は、広告の表示場所を示すものとして「**走行ルート図**」（様式・記載例：都市整備局HPに掲載）の提出をお願いいたします。
- 許可を受けた後、都内を走行する際は、事前に配布する「**東京都広告宣伝車許可票**」（記載例：都市整備局HPに掲載）を車体の外面の見やすい場所（車体の左側面等）に貼付していただくよう、ご協力をお願いいたします。



※2 広告宣伝車の屋外広告物担当窓口は、区又は多摩建築指導事務所です。

2 デザイン自主審査について

- 許可申請の前に、（公社）東京屋外広告協会が実施するデザイン自主審査の受検が求められます。詳細は同協会のHPをご確認ください。

【（公社）東京屋外広告協会HP】

<https://toaa.or.jp/>



3 屋外広告業の登録について

- 都内で走行を予定する広告宣伝車について、広告物の表示等の営業を行う法人又は個人は、屋外広告業の登録を受ける必要があります。営業所を都内に有していない場合であっても、対象となります。詳細は都市整備局HPをご確認ください。

上記様式等は、こちらからダウンロードしていただけます。

【都市整備局HP】

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/koukoku/>

